



特集

総合行政ネットワーク（LGWAN）に係るQ&A

今年度の総合行政ネットワーク（LGWAN）の運営については、平成17年度から19年度にかけて実施したLGWAN整備拡充事業（第2段階）の成果に基づき、ネットワーク基盤等の円滑な運用と維持保守に努めるとともに、参加団体におけるLGWANサービス提供設備の更新作業を進めてきたところです。

また、LGWAN-ASPにつきましても、一層の普及拡大が図られるとともに、LGWAN基本アプリケーション・サービスであるLGWAN電子文書交換システム、電子掲示板、メーリングリスト、地方公共団体組織ディレクトリサービス並びに共通認証サービスといったサービスの利用も一段と普及してまいりました。

さらに、地方公共団体組織認証基盤（LGPKI）の運営においては、WebTrust for CA^{※1}の規準に基づく検証報告書を取得し、アプリケーション認証局の運用についての一定の評価を受けたところです。また、利用面では、公的年金からの住民税の特別徴収事務においてLGWAN文書交換システムを利用するなど、市町村における電子認証サービスの利用が普及してきたところです。

今回は、以上のLGWANの運営を通して、各参加団体から寄せられた「よくある質問とその回答」を紹介します。

1 LGWANサービス提供設備

質 問	回 答
新機種への入れ替えや市町村合併により、不要になったLGWANサービス提供設備の取り扱いはどうにすればよいのか。	新機種への入れ替えや市町村合併によりLGWANサービス提供設備が不要になった場合には、LGWAN運営主体（LASDEC）が、LGWANサービス提供設備を構成する装置のうち、サービス提供装置及びルータについて、全国NOCから遠隔操作によりLGWANの接続に関する設定情報を無効とする作業を行います。 その後の取り扱いとしては、次の四つの選択肢があります。 ・他団体等に譲渡する ・LGWANサービス提供設備以外の用途で使用する ・予備機として利用する ・廃棄する 廃棄の際のLGWANサービス提供設備の取り外し方法については、参考資料をご覧ください。 参照：「（参考資料）LGWANサービス提供設備の取り外し方法」 (http://center.lgwan.jp/faq/6/LGWAN-SSremoval.pdf) LGWANサービス提供設備が不要になった場合の取り扱いについては、「LGWAN参加団体の市町村合併における移行手続について」P.4～5を参照してください。 参照：「LGWAN参加団体の市町村合併における移行手続について」 (http://center.lgwan.jp/library/index.html#F-1-1-12)

※1 WebTrust for CAとは、米国公認会計士協会（AICPA）及びカナダ勸許会計士協会（CICA）が定めた、認証局についての業界最高水準の規準です。

質 問	回 答
LGWANサービス提供設備を新機種に入れ替えた後も保守事業者に変更はないが、改めてLGWANサービス提供設備保守覚書を締結しなければならないか。	LGWANサービス提供設備の更新に伴い、新たに保守契約を締結するのであれば、保守事業者に変更がない場合でも、再度保守覚書を締結してください。 保守契約を新たに締結せず、現在の保守契約を変更（変更契約）する場合は、再度保守覚書を締結する必要はありません。

2 LGPKI

①LGPKIの証明書

質 問	回 答
LGPKIで発行できる証明書の種類は何か。	CP/CPSに定められている証明書は、次の四つです。 (1) 職責証明書 (2) 利用者証明書 (3) アプリケーション証明書 (4) 相互認証証明書 このうち、実際に地方公共団体が発行できるものは、次の三つです。 (1) 職責証明書 (2) 利用者証明書 (3) アプリケーション証明書のWebサーバ証明書、コードサイニング証明書及びメール用証明書 ※(4) 相互認証証明書は、認証局システムの相互運用のために利用する証明書であり、鍵情報等として直接利用者に発行されるものではありません。

②CSR申請

質 問	回 答
CSR申請とは何か。	証明書利用者が証明書発行支援標準システム等を用いて鍵ペアと証明書発行要求ファイル（CSR）を生成する申請方法です。 登録分局は、証明書利用者からCSRを受け取り、証明書発行等申請管理システム（CIRS）でCSRをLGWAN運営主体にオンラインで申請します。 LGWAN運営主体では、CSRを基に証明書を発行します。 登録分局は、発行された証明書を、証明書発行等申請管理システム（CIRS）でダウンロードし、証明書利用者に渡します。 証明書利用者は、証明書発行支援標準システム等 ^{※2} により証明書を鍵格納媒体に格納します。 CSR申請のメリットは、ICカード等の鍵格納媒体の郵送が伴わないため、証明書発行申請から入手までの時間が短くて済み、かつ経済的であることが挙げられます。 また、有効期限切れ等の理由で使用済みとなった鍵格納媒体をフォーマットして再利用することができます。
CSR申請に必要な環境は何か。	次の環境を用意してください。 ・証明書発行支援標準システム（LGWANポータルサイトからダウンロード） ・未使用または使用しなくなった認証基盤用ICカード（鍵格納媒体と

※2 証明書の種類が職責証明書、利用者証明書、コードサイニング証明書、メール用証明書の場合は、証明書発行支援標準システムを利用する。Webサーバ証明書の場合は、Webサーバ機器に直接証明書を格納する。

質 問	回 答
	してICカードを使用する場合) ・ICカードフォーマッタ（鍵格納媒体としてICカードを使用する場合） ・バージョンB00以降のICカードドライバ（鍵格納媒体としてICカードを使用する場合） ・認証基盤用USBトークン（鍵格納媒体としてUSBトークンを使用する場合） なお、鍵格納媒体としてICカードを使用する場合は、認証基盤用ICカード読取装置がCSR申請に対応している製品と対応していない製品がありますので、注意してください。 また、鍵格納媒体として認証基盤用USBトークンを使用する場合は、申請可能な証明書はコードサイニング証明書のみとなりますので、注意してください。
証明書発行支援標準システムとは何か。	証明書等の発行にあたり、証明書の利用者が鍵ペアを生成する（CSR申請を行う）場合に使用するシステムです。 このシステムを使用して、鍵格納媒体での鍵ペア生成、証明書発行要求ファイル（CSR）の作成及びLGWAN運営主体で発行された証明書を鍵格納媒体に格納する作業を行うことができます。 また、ログイン用データを作成するためにも使用できます。
証明書発行支援標準システム及び操作説明書はどこから入手できるのか。	LGWANポータルサイトのドキュメントライブラリからダウンロードできます。 参照：「証明書発行支援標準システム」 http://center.lgwan.jp/library/index.html#K-3-3 ダウンロード後、インストール手順書に従って、インストールを行ってください。
証明書発行支援標準システムでは、どの証明書のCSRが作成できるのか。	職責証明書、利用者証明書、メール用証明書、コードサイニング証明書に対応しています。また、ログイン用データ要求ファイルを作成することができます。
証明書発行支援標準システムに対応する鍵格納媒体は何か。	LGWAN用ICカード及びLGWAN用USBトークンが対応しています。 ただし、LGWAN用USBトークンは、コードサイニング証明書及びログイン用データのみに対応しています。
証明書発行支援標準システムをインストールした直後に行う作業は何か。	証明書発行支援標準システムを起動し、設定ファイル情報更新処理により、団体情報等の設定を行って、設定ファイル情報の更新を行ってください。
証明書発行支援標準システムの設定ファイル情報更新で、入力する団体名は決まっているか。	団体名は、ログイン用カードまたはログイン用データに格納されている操作員識別情報に記載のものと同一ものである必要があり、命名規則によって団体ごとに決まっています。 団体の名称は「LGPKI団体名称リスト」をご覧ください。 参照：「登録分局の運営」 http://center.lgwan.jp/use/index.html#LGPKI3 の 関 連 文 書 「LGPKI団体名称リスト」
証明書発行支援標準システムの設定ファイル情報更新処理で、更新ボタンをクリックしたところ次のようなエラーが出た。どのように対応すればよいか。 「MSG_E_6016 指定されたCPS名のプロバイダは存在しません。操作手順書と同じ値か、また、媒体のドライバがインストール済みかを確認してください。」	使用する鍵格納媒体がICカードの場合は、「格納媒体名」欄にある「LGWAN用USBトークン（PUB-2132BMBT）」のデータを、右横にある「クリア」ボタンをクリックして削除してから、更新ボタンをクリックしてください。

質 問	回 答
職責証明書をCSR申請で申請する場合に注意することは何か。	1 ICカードのフォーマット 新品のICカードでも、必ずフォーマットが必要です。ただし、使用中のICカード（ログイン用カードや証明書）はフォーマットしないでください。 使用中のICカードをフォーマットした場合は、失効申請を行った上で、再度発行申請手続を行う必要があります。 2 組織情報との一致 CSR作成時に入力する組織情報と組織管理システムに登録された組織情報が一致しているかどうかを確認してください（組織管理システムに組織情報（総務部、企画室等）が登録されていない場合は、職責証明書の申請はできません）。
利用者証明書をCSR申請で申請する場合に注意することは何か。	1 ICカードのフォーマット 新品のICカードでも、必ずフォーマットが必要です。ただし、使用中のICカード（ログイン用カードや証明書）はフォーマットしないでください。 使用中のICカードをフォーマットした場合は、失効申請を行った上で、再度発行申請手続を行う必要があります。 2 名義情報との一致 CSR作成時に入力する組織情報と組織管理システムに登録された組織情報が一致しているかどうかを確認してください。 また、CSR作成時に入力する名義情報とアカウント等管理システムに登録されたLGWANアカウントの役職情報が一致しているかを確認してください（アカウント等管理システムに役職情報（文書取扱主任、総務担当等）が登録されていない場合は、利用者証明書の申請はできません）。 なお、アカウント等管理システムでは、入力された役職情報の文字列の後に次の文字列が自動的に付加されて登録されています。CSR作成時に入力する名義情報は、次の文字列で終わっているかもあわせて確認してください。 ・日本語の名義：（利用者） ・英字の名義：-lgacc
証明書発行等申請管理システム（CIRS）とは何か。	証明書の発行等申請の処理をオンラインで行うシステムです。 〈証明書発行等申請〉 ・申請時に「登録分局責任者」を認証するための「ログイン用カードまたはログイン用データ」が必要です。 ・各種証明書発行・更新・廃止・失効手続をシステムを通じて申請できます。 ・CSR申請により、発行済み証明書を、システムから直接ダウンロードできます。 〈文書交換付帯情報登録〉 ・文書交換付帯情報（LGWAN文書交換システムの宛名情報等）をシステムを通じて登録・変更ができます。
鍵格納媒体は、どの作業から必要か。	鍵ペア・CSR生成の作業から必要です。 鍵ペア・CSR生成を行う前に、鍵格納媒体の内容を消去する必要があります（ICカードの場合は、新品であってもフォーマットが必要です）。
発行された証明書を鍵格納媒体に格納する際に注意することは何か。	次の点に注意してください。 ・証明書の格納は、CSRを生成した端末と同じ端末で行ってください。 ・証明書は対応するCSRを生成した鍵格納媒体に格納してください。違

質 問	回 答
	う鍵格納媒体への格納はできません。 ・証明書の格納作業は、必ず「証明書発行支援標準システム」の証明書格納機能上で行ってください（Webサーバ証明書は除く）。証明書の格納作業を行う前に、Windowsの証明書ストアに証明書のインストールを行わないでください。 間違ってしまった場合には、証明書の格納処理が行えませんが、当該証明書を失効した上で、再度フォーマットとCSR生成からやり直す必要があります。 （参考）Windowsの証明書ストア：InternetExplorer6の場合は、「ツール」→「インターネットオプション」→「コンテンツ」タブ→「証明書」ボタンで登録内容を表示することができます。

3 LG.JP ドメイン名

質 問	回 答
LGWANに参加する前にLG.JPドメイン名を登録することは可能か。	LG.JPドメイン名はLGWANへの参加が登録の要件となっており、参加前に登録することはできません。 また、参加後であれば登録は可能ですが、LGWAN接続まではインターネット上で使用できません。 LGWAN接続団体では、宛先のメールアドレスのドメイン名がLG.JPドメイン名（CITY.EXAMPLE.LG.JP等）であれば、LGWANに向けてメールを送信します。 そのため、LGWANに未接続の団体宛に、他のLGWAN接続団体がメールを送信した場合、送信先にメールが届かず、運用上重大な支障が生じてしまいます。
LG.JPドメイン名を職員のメールアドレスに使用する場合に制限があると聞いたが、どのような制限か。	LG.JPドメイン名のメールアドレスは、「LG.JPドメイン名メールアドレスの配付対象者」の表中で○が付されている職員のみ配付できます。 表中で×が付されている者及び表の枠外の者のメールアドレスとしてLG.JPドメイン名を使用することはできませんので、留意してください。 参照：「LG.JPドメイン名メールアドレスの配付対象者」 http://center.lgwan.jp/library/doc/J/J-10_lgjp_AUP.pdf
行政サービス用ドメイン名をメールアドレスのドメイン名として使用できるのか。	行政サービスドメイン名は、電子メールアドレスとして使用できません。 これは、LGWANに接続する地方公共団体においては、メールの宛先に「LG.JP」を含むものであれば、自動的にLGWANへ配送するシステム設定を施していることによるものです。 インターネット空間のみでの使用を前提とした行政サービスドメイン名を宛先とするメールを、地方公共団体または国の府省から送信した場合に、LGWANへ配送されたメールはLGWAN内で名前解決が行われないため、宛先にメールが届けられることはありません。 このため、行政サービスに関するメールについては、行政サービス用ドメイン名ではなく、他のドメイン名で運用するなどの方法で対応する必要があります。



質 問	回 答
行政サービス用ドメイン名は、どのようなプロセスで実際に使用できるようになるのか。	1 行政サービス及び行政サービス用ラベルの認定申請 (1) 「行政サービス用ドメイン名に係る行政サービス認定申請書」をLGWAN運営協議会に提出する (2) 同協議会が行政サービスを審査し、行政サービス用ラベルを決定する (3) 「認定通知書」または「不承認通知書」を受領する 2 行政サービス用ドメイン名登録申請（行政サービスが認定された場合） (1) LG.JP取り扱い事業者（LASDEC）に対し、「LG.JPドメイン名登録申請（行政サービス用ドメイン名用）」を行うとともに、「認定通知書の写し」を添付または別送する (2) LASDECが申請内容を審査し、JPRSに取り次ぐ (3) JPRSに登録完了 参照：「地方公共団体行政事務専用ドメイン名（LG.JPドメイン名）の概説」（http://center.lgwan.jp/library/doc/J/J-3_aboutLG.JP.pdf）

4 LGWAN電子文書交換システム

質 問	回 答
LGWAN電子文書交換システムと庁内の文書管理システムとを連携させるには、どのような方法があるのか。	次の二つの連携方法が考えられます。 1 ファイル連携 文書ファイルをインターフェイスとして連携を行う方法。 （関連する技術仕様書） 参照：「総合行政ネットワーク電子文書交換システムファイル連携仕様書（http://center.lgwan.jp/library/index.html#G-1-1-5）」 「総合行政ネットワークAPI仕様書（ディレクトリ基盤仕様）（http://center.lgwan.jp/library/index.html#G-1-1-4）」 2 API連携 文書交換システムの機能の一部またはすべてをAPIとして提供し、アプリケーション間で連携を行う方法。機能の一部を提供するAPIはVer1.0で、すべてを提供するAPIはVer2.0です。 （関連する技術仕様書） 参照：「総合行政ネットワーク電子文書交換システムAPI仕様書（G-1-1-12）」 「総合行政ネットワーク電子文書交換システムAPI仕様書（Ver2.0用）（G-1-1-12）」 「総合行政ネットワーク電子文書交換システムファイル連携仕様書（G-1-1-5）」 「総合行政ネットワークAPI仕様書（ディレクトリ基盤仕様）（G-1-1-4）」 （http://center.lgwan.jp/library/index.html#G-1-1-12） なお、これらの文書は、いずれも非公開文書として取り扱っていますので、LGWAN非公開文書の開示手続を行ってください。



LGPKI 登録分局設置状況 (平成21年2月10日現在)

	都道府県	市区町村				都道府県	市区町村		
		登録分局 設置数 (A)	団体数 (B)	設置率 (A/B)			登録分局 設置数 (A)	団体数 (B)	設置率 (A/B)
1	北海道	169	180	93.9	25	滋賀県	26	26	100.0
2	青森県	40	40	100.0	26	京都府	25	26	96.2
3	岩手県	35	35	100.0	27	大阪府	42	43	97.7
4	宮城県	32	36	88.9	28	兵庫県	41	41	100.0
5	秋田県	25	25	100.0	29	奈良県	39	39	100.0
6	山形県	35	35	100.0	30	和歌山県	27	30	90.0
7	福島県	53	59	89.8	31	鳥取県	18	19	94.7
8	茨城県	44	44	100.0	32	島根県	19	21	90.5
9	栃木県	31	31	100.0	33	岡山県	27	27	100.0
10	群馬県	38	38	100.0	34	広島県	19	23	82.6
11	埼玉県	70	70	100.0	35	山口県	20	20	100.0
12	千葉県	56	56	100.0	36	徳島県	24	24	100.0
13	東京都	60	62	96.8	37	香川県	16	17	94.1
14	神奈川県	33	33	100.0	38	愛媛県	20	20	100.0
15	新潟県	31	31	100.0	39	高知県	34	34	100.0
16	富山県	15	15	100.0	40	福岡県	65	66	98.5
17	石川県	19	19	100.0	41	佐賀県	20	20	100.0
18	福井県	17	17	100.0	42	長崎県	23	23	100.0
19	山梨県	26	28	92.9	43	熊本県	45	47	95.7
20	長野県	77	81	95.1	44	大分県	18	18	100.0
21	岐阜県	42	42	100.0	45	宮崎県	28	30	93.3
22	静岡県	35	37	94.6	46	鹿児島県	43	45	95.6
23	愛知県	61	61	100.0	47	沖縄県	41	41	100.0
24	三重県	24	29	82.8	合計		1,748	1,804	96.9

LGWAN-ASP サービス接続／登録状況 (平成21年2月10日現在)

＜サービス提供者の分類＞

・アプリケーション及びコンテンツ	登録	173件	・ホスティング	接続	100件
・通信	登録	152件	・ファシリティ	登録	181件

※接続／登録済のLGWAN-ASPサービス提供者のリストは、下記URLに掲載しております。

<http://www.lasdec.nippon-net.ne.jp/cms/15,0,41.html>